

農地所有適格法人報告書（記入例）

自 令和〇〇 年〇〇月〇〇日

至 令和〇〇 年〇〇月〇〇日

報告対象年度の事業年度期間を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

三朝町農業委員会会長 様

主たる事務所の所在地 三朝町〇〇 〇〇番地

法人の名称 株式会社 〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

電話番号 0858-43-■■■■

次のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

要件①法人形態要件
法人の形態を確認します。 記

1 法人の概要

Table with 4 main rows: 法人の名称及び代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 経営面積 (ha) (with sub-rows for 区分, 田, 畑, 採草放牧地, 合計), 法人形態. Includes callouts for '複数市町村に経営地がある場合は記載' and '農地以外で、耕作、養畜事業のために採草放牧している土地'.

2 農地法第2条第3項第1号関係

要件②事業要件
農業（農業関連事業を含む）の売上高が、総売上高の過半（50%を超える）か確認します。

(1) 事業の種類

Table with 3 columns: 区分, 農業 (生産する農畜産物, 関連事業等の内容), 左記農業に該当しない事業の内容. Rows include 実績 and 翌事業年度の計画.

報告対象年度の翌年度の計画。報告日現在の実施状況。

関連事業とは、法人が生産する農産物等を原料として行う製造加工業等

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前(実績)	5,000,000	500,000
報告対象年度の1年前(実績)	5,150,000	500,000
報告対象年度(実績)	5,300,000	500,000
翌事業年度の計画	5,300,000	500,000

要件③ 議決権要件

①～⑥に当てはまる構成員が議決権の過半を超えるか確認します。
 ①法人に農地を提供した個人②法人の農業常時従事者③法人に基幹的な農作業を委託した個人④中間管理機構又は農協を通して法人に農地を貸し付けている個人⑤農地中間管理機構、地方公共団体、農協など⑥農業法人投資育成事業を行う承認会社

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員すべての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積 (㎡)		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	翌事業年度の計画	
○○ ○○	三朝町○○ ○番地	日本		10			300	300	
□□ □□	三朝町○○ ○番地	日本		10			200	200	
△△ △△	三朝町○○ ○番地	日本		5	貸借権		0	0	

その者の国籍を記入

【議決権の数】 株式会社、有限会社 → 出資株数 (1株1議決)
 農事組合法人 → 1人1議決

注「農業への年間従事日数」欄には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうち、その者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計

25

農業関係者の議決権数の合計及び割合

農業関係者の議決権の割合

83%

農業関係者の農業従事日数(直近実績)の合計を記入してください

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数: 年 500 日

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)(法人から物資の供給又は労務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数
○○商事	三朝町□□ □番地	日本		5

議決権の数の合計

5

農業関係者以外の者の議決権の割合

17%

農業関係者以外の構成員及び議決数
 ※農業関係者以外の者がいない場合は記入不要

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第 5 条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、「議決権」については、持分会社の場合は、「社員」、農事組合法人の場合は、「組員」と読み替えて使用してください。

4 農地法第 2 条第 3 項第 3 号及び第 4 号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員すべての農業への従事状況

※農業（労務管理や市場開拓等）への従事状況

役員
の過半が従事
日数 150 日以上で
あるか

1 人以上が 60 日
以上農作業に従
事しているか

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への 年間 従事日数		必要な農作業への 年間 従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み
〇〇 〇〇	三朝町〇〇 〇番地	日本		代表取締役	300	300	270	180
□□ □□	三朝町〇〇 〇番地	日本		取締役	200	200	180	180
△△ △△	三朝町〇〇 〇番地	日本		取締役	200	200	0	0

要件④役員要件

①～②両方に当てはまるか確認します。

①役員
の過半が農業（関連事業を含む）に常時従事（年間 150 日以上）する構成員であること

②役員
又は重要な使用人（農場長等）のうち 1 人以上が 60 日以上農作業に従事すること

等も含みます。）を行
さい。

「必要な農作業への年間従事日数」とは、その期間、必要な農作業（耕耘、播種、施肥、刈取り等に
従事した日数です。）

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への 年間 従事日数		必要な農作業への 年間 従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間 150 日以上）であつて、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第 8 条に規定する日数（原則年間 60 日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

また、記載された使用人が確実に法人で雇用されているかどうかを確認できる書類を添付してください。例：雇用契約書の写し、法人代表者が発行する証明書（任意様式）など

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等を含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積（㎡）」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は貸借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は貸借権を設定している農地等の面積を記入してください。

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及びよく事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください。（ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。）

国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠し

た法令を制定した国（内国法人の場合は「日本」）を記載してください。

なお4の（2）については、4の（1）の理事等のうち、法人の農業に従事する者（原則年か150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

【本様式に添付する書類のチェックリスト】（農地法施行規則第58条関係）

- ① 定款の写し
（以前に農業委員会に提出していて、その後定款変更をしていない場合は、省略可）
- ② 農事組合法人の場合は、組合員名簿、株式会社の場合は、株主名簿の写し
※ 持分会社の場合は、定款で確認できることから、添付不要
- ③ 承認会社が構成員となっている場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面とその承認会社の株主名簿の写し
- ④ 使用人を農作業の従事者とする場合には、その使用人を確実に雇用していることを証する書面（雇用契約書の写し・法人代表による証明書など）
- ⑤ その他、農業委員会から求められた参考となるべき書類